

第12 子供の安全を守るための警察の取組

1 政府の取組

平成30年6月、政府において登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議が開催され、「登下校防犯プラン」を策定し、関係省庁が連携した通学路等における子供の安全確保のための取組が推奨されています。

同プランの中では、見守りの担い手の裾野を広げるため、ウォーキング、ジョギング、買い物、犬の散歩、花の水やり等の日常活動を行う際、防犯の視点を持って見守りを行う「ながら見守り」等が重視されています。

これまで地域の見守りを行ってきた防犯ボランティアの高齢化が進む一方、新たな担い手の確保が困難なケースもあり、従来からの活動への若者世代の参加を広げていく必要があります。

こうしたことから、県警察では地域の企業・団体の皆様にも事業活動を通じた「ながら見守り」の要請を行っています。



2 「こども110番の家」の設置

「こども110番の家」は、全国的に児童・生徒を狙った通り魔的犯罪が多発し、国民に恐怖と不安を与えたことを契機に設置が始まりました。

警察、教育委員会（学校）、自治会、PTAなどが地域住民の協力を得て子供が「誘拐、暴力、痴漢」などの何らかの被害に遭った、または遭いそうになったと助けを求めてきたときに、子供を一時的に保護するとともに警察へ通報を行うなどして地域ぐるみで子供たちの安全を守っていく取組です。

県警察では、こうしたボランティアに対し、プレートや対応マニュアル等を配布する支援を行っています。

地域で「こども110番の家」のプレートを掲げることで子供たちに対する犯罪は起こさせないとの意思を犯罪企図者に知らしめるという目的もあります。



3 子供に対する安全指導

県警察では、子供の危険予測や回避能力を身につけられるよう、学校等と連携して、紙芝居や寸劇、防犯標語「いかのおすし」を活用した分かりやすい、不審者対応訓練や、不審者の学校侵入時の避難訓練での支援を行っています。



4 スクールサポーター

退職した警察官等をスクールサポーターとして警察署に配置し、学校からの要請に応じて派遣するなどして、いじめ等の学校における少年の問題行動等への対応、巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行っています。

主な活動内容

☆ 非行防止及び立ち直り支援

学校等への訪問活動を通じ、非行を中心とした児童・生徒の問題行動、いじめ・校内暴力等の情報をいち早く把握し、解決に向けた指導助言を行っています。

☆ 学校・通学路等における児童・生徒の安全確保対策

教職員や防犯ボランティア団体等と連携し、通学路において見守り活動を行い、児童・生徒の安全対策に努めています。

☆ 非行・犯罪被害防止教育の支援等

学校等において行う不審者対応訓練、非行防止・いじめ防止・薬物乱用防止教室等の支援を行っています。

☆ 地域安全情報等の把握と提供

学校、防犯ボランティア等と連携し、不審者事案等の情報共有を図るとともに、必要に応じて、学校等に対し児童・生徒の問題行動に関する情報提供を行い、児童・生徒の非行防止、犯罪被害防止に努めています。



5 いじめ防止対策

いじめ防止対策推進法の趣旨に基づき、少年相談活動やスクールサポーターの学校への訪問活動等により、いじめ事案の早期把握に努めるとともに、把握したいじめ事案の重大性及び緊急性、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者の意向、学校等の対応状況等を踏まえ、学校等と緊密に連携しながら、必要な対応を推進しています。

(1) いじめ防止対策

☆ 学校・教育委員会など関係機関・団体との連携

教育委員会、県内各地区の学校警察連絡協議会等の関係機関との連携や活動等によるいじめ防止対策を推進しています。

☆ 広報啓発によるいじめ未然防止

警察職員による児童・生徒を対象とした講演会、チラシ配布、動画配信等により未然防止を図っています。



(2) いじめ事案への対応

いじめ事案の早期把握に努めるとともに、犯罪行為がある場合には、検挙・補導等の警察として必要な対応をとっています。

6 少年サポートセンター

新潟県警察本部では、県下3か所に少年警察補導員が常駐する「少年サポートセンター」を設置して、関係機関と連携しながら、少年達の健全育成に向けた様々な活動を行っています。



(1) 主な活動内容

少 年 相 談	非行やいじめなど少年の問題行動に関する相談を受け、早期の問題解決に向けた助言や指導を行います。 また、少年の立ち直りに向け、継続的なサポート活動も行っています。 電話・面接・訪問相談に加え、料理教室などの体験活動、あるいは学習の手助けなど、少年の興味にあわせて様々な支援活動をしています。
街 頭 補 導	少年のたまり場になりやすい場所を巡回し、たばこを吸ったり、学校をさぼったりしている少年を補導して、家庭への連絡を行っています。
広 報 ・ 講 演	学校や保育園などにおいて、パワーポイントや紙芝居などを活用して、非行・いじめ防止、薬物乱用防止、情報モラルなどについて講話や指導を行っています。 また、保護者や地域住民の方々、関係機関に対しても、少年問題や健全育成に関する講話や情報発信活動を行っています。

(2) 所在地等

開設時間 月～金（祝日と年末年始は除く） 8：30～17：15		
新潟少年サポートセンター ヨクナレ TEL (025) 285-4970 〒950-0994 新潟市中央区上所2-2-3 新潟ユニゾンプラザ ハート館2階	長岡少年サポートセンター ヨクナレ TEL (0258) 36-4970 〒940-0061 長岡市城内町2-794-4 JR長岡駅2階	上越少年サポートセンター ヨクナレ TEL (025) 526-4970 〒943-0831 上越市仲町4-2-23 ダイアパレス高田駅前2階